

役員候補者の推薦に関する方針

第1条（目的）

本方針は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「当事業団」という）の定款に基づく役員を選任にあたり、事務局が候補者を推薦する際の方針について定める。

第2条（役員候補者の推薦基準）

事務局は、次の各号の役員推薦基準に基づき、役員候補者を推薦する。

- (1) 役員候補者は、原則として就任日においてその年齢が満70歳以下であること。ただし、外部理事及び監事に関しては、適用外とする。
- (2) 当事業団の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること。
- (3) 以下の各号の役員に共通して求められる資質を有すること。
 - ア 健康であり、業務に支障がないこと。
 - イ 遵法精神に富んでいること。
 - ウ 誰もが生き生きと働くことのできる、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解があること。
 - エ 政治的中立を保って職務を遂行できること。
 - オ 人権や多様性の尊重、持続可能性の追求など、昨今の社会的要請に対し理解があること。
- (4) 第3条及び第4条に定める役員候補者に期待する資質をいくつか有していること。
- (5) 理事会等への積極的な参加が見込めること
- (6) 役員の再任は、原則として通算5期まで（期の途中で就任した場合はその期を含めない）であること。
- (7) 理事の構成が、40%以上を女性理事、25%以上を外部理事となるよう努めること。
- (8) 理事のうち、1名以上が外部理事となるようにすること。
- (9) 監事のうち、1名以上が外部監事となるようにすること。
- (10) 各理事候補者について、各監事と特別利害関係を有しないものであること。
- (11) 各監事候補者について、各理事と特別利害関係を有しないものであること。

第3条（理事候補者に期待する資質）

第2条（4）における理事候補者に期待する資質は次のとおりとする。

- (1) 団体の運営に精通している。
- (2) 行政、特に都政、スポーツ行政に関する深い知見を有する。
- (3) スポーツ政策に関する高い知識を有している。
- (4) 国内外のスポーツ界の動向に精通している。
- (5) コンプライアンス、ガバナンスに高い知識を有している。
- (6) 財務、会計、法務、広報、マーケティング等に高い知識を有している。

(7) 中長期の施策に関する企画・発想力及び推進力を有している。

第4条（監事候補者に期待する資質）

第2条（4）における監事候補者に期待する資質は次のとおりとする。

- (1) 業務監査能力を備えている。
- (2) 会計業務に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている。
- (3) 関係法令に一定の知見を有し、理事の職務の執行等が法令に違反しないよう監視できる能力を備えている。

第5条（外部理事の定義）

本方針における外部理事の定義は、次の各項目のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当事業団と下記の緊密な関係がある者
 - ア 当事業団の業務執行理事または使用人である者
 - イ 過去10年間の間に、当事業団の業務執行理事または使用人であった者
 - ウ 当事業団の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者
 - エ 当事業団の設立者

第6条（外部監事の定義）

本方針における外部監事の定義は、次の各項目のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当事業団と下記の緊密な関係がある者
 - ア 過去10年間の間に、当事業団の理事または使用人であった者
 - イ 当事業団の役員または幹部職員の親族（4親等以内）である者
 - ウ 当事業団の設立者

第7条（改廃）

本方針の改廃は、理事長が行う。

第8条（その他）

役員候補者の推薦に当たっては、本方針によるほか、法令の定めに従う。

附則

（施行期日）

1 この方針は令和7年4月1日から施行する。

（施行期日前における再任の期数の不算入）

2 第2条（6）で定める再任の期数には、この方針の施行期日前における再任の期数を参入しないものとする。